

（宛先）桐生市長

桐生市移住支援補助金交付申請書兼実績報告書（専門人材）

桐生市移住支援補助金交付要綱に基づき、桐生市移住支援補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 申請者

フリガナ		性別	生年月日	年齢
氏名			年 月 日	
住所	〒			
メールアドレス				
電話番号		転入年月日	年 月 日	

3 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （2の申請者は含まない。）	人
			上記家族の人数のうち 18歳未満の者の人数	人
移住元の要件	東京23区在住	東京圏在住で東京23区に通勤*	東京23区在住+東京23区に通勤*	
地域の担い手要件	就業 （一般）	○ 就業 （専門人材）	起業	テレワーク 関係人口

※項目5「東京23区への通勤履歴」を記載してください。

4 転出元の住所（東京圏の住所を記載してください。）

住所	〒
----	---

5 東京23区への通勤履歴（5年以上の通勤履歴を記載してください。）※東京23区への通勤者に該当する場合のみ

期間	就業先	就業地

※東京23区での通勤履歴は、住民票を移す3か月前の時点まで続いている必要があります。  
また、移住直前に東京23区以外での通勤履歴がある場合は、補助金の交付対象となりません。

6 移住後の勤務状況

勤務先・部署	
勤務先部署の所在地	〒
就業年月日	年 月 日

7 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

以下の「桐生市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」の内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
<p>桐生市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項</p> <p>1 桐生市移住支援補助金事業に関する報告及び立入調査について、桐生市から求められた場合には、それに応じます。</p> <p>2 以下の場合には、桐生市移住支援補助金交付要綱に基づき、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。</p> <p>(1) 移住支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額</p> <p>(2) 移住支援補助金の申請日から3年未満のうちに桐生市以外の市区町村に転出した場合：全額</p> <p>(3) 移住支援補助金の申請日から1年以内に移住支援補助金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合：全額</p> <p>(4) 移住支援補助金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額</p> <p>(5) 移住支援補助金の申請日から3年以上5年以内に桐生市以外の市区町村に転出した場合：半額</p>		
以下の「桐生市移住支援補助金事業に係る個人情報の取扱い」の内容について	A. 同意する	B. 同意しない
<p>桐生市移住支援補助金事業に係る個人情報の取扱い</p> <p>桐生市は、群馬県移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、桐生市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。</p>		
暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会されることについて	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、桐生市に居住し、かつ、地域の担い手となる意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援補助金の交付対象となりません。

8 添付資料

	必要な方	書類名	
1	全員	写真付き身分証明書の写し	
2		移住元の住民票の除票の写し	
		※世帯の場合は、世帯員全員分（世帯主と続柄が記載されているもの）	
		※移住元で5年以内に転居した方は、過去の在住地が確認できる書類も必要	
3		就業証明書（専門人材）（様式第3-2号）	
4	東京23区へ通勤・通学していた方	(雇用保険の被保険者)	就業証明書（東京23区への通勤）（様式第2号）
		(法人経営者・個人事業者)	開業届出済証明書等
			個人事業等の納税証明書等
(学生の期間を含む場合)	大学等の卒業証明書等		